

○内閣府告示第三百二十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年六月二十九日付けで同条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 沖縄県国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 沖縄県 国際観光イノベーション特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略道路占用事業